

応募法人のいない中央4圏域への対応について

1. 選定方法（案）

既応募法人優先方式

- ① 審査の結果、希望圏域の受託候補者とならなかった法人で、「熊本市地域包括支援センター応募申請書」において「その他の圏域の受託希望」欄の「はい」に丸を付記した法人（今回は、「社会福祉法人 青照会」）に対し、「中央4圏域」の受託について打診
- ② 打診の結果、同法人が受託を希望する場合は、受託候補者とする。
（再公募は行わない。）
- ③ 打診の結果、受託を希望しない場合は、再公募を実施。

【理由】

- ・応募申請書にて「その他の圏域の受託希望」の提出が行われており、法人としての意思を明確にしている。

2. 受託候補者に関する運営協議会の開催について

- 案1 上記②再公募しない場合、③再公募する場合のどちらとも、再度、運営協議会を開催し受託候補者について審議。
- 案2 ②の場合、運営協議会会長に一任し決定。各委員には受託候補者を連絡。
③の場合、運営協議会を開催し、受託候補者について審議。
- 案3 ②、③いずれの場合も運営協議会会長に一任し決定。各委員には受託候補者を連絡。